

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名

論文題目

論文審査担当者

主 査

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

本研究は、盲啞学校における視覚・聴覚障害者教育が明治後期から大正期にかけて、どのように展開したかについて、愛知県内盲啞学校 3 校の事例を通じて明らかにすることを目的とするものである。特に、盲啞学校の学校基盤の形成に注目し、学校が存続し、展開していく中で行われた職業教育や教育方法の形成過程と定着の様相を検討するものである。

愛知県内 3 盲啞学校とは、私立豊橋盲啞学校（以下、豊橋校）、名古屋市立盲啞学校（以下、名古屋校）、私立岡崎盲啞学校（以下、岡崎校）である。本研究は、これら 3 盲啞学校における学校の維持・運営、就学者、職業教育、教育方法について実証的に検証するものである。以下に各章の概要を示す。

序章では、これまでの盲啞学校史研究では、「慈善」から「教育」へと転換した大正期の盲啞学校の様相に関する実証的な研究が不十分であり、盲啞学校の根幹といえる職業教育や教育方法を視点とした盲啞学校の歴史的意義の検討に重点が置かれることがなかったという先行研究の課題を示している。この点を指摘した上で、本研究においては、盲啞学校の実践や就学者の様相を実証的に解明することに重点を置き、目的に迫ることを述べた。そして、研究の課題として、第 1 に、補助金や寄付金に関わる経済的側面と学校移管や学校支援団体との関連といった社会的側面にアプローチし、学校の維持・運営の特徴を提示すること、第 2 に、就学形態、就学者数、就学期間、中途退学といった就学者の実態を盲啞学校の「保護的機能」という視点から検証すること、第 3 に、盲啞学校における「就学者の社会的自立の援助」という視点から、盲啞学校における職業教育の定着と教育方法の形成過程を検証すること、の 3 点を挙げている。これらの課題を踏まえ、現存している愛知県立盲学校・聾学校の所蔵する一次史料を使用し、史料から図や表を作成し分析するという研究方法について述べている。

第一章では、盲啞学校がどのように学校の基盤形成を図ったかという点が示された。京都盲啞院と楽善会訓盲院の学則と豊橋校・名古屋校の学則を比較することで、豊橋校・名古屋校が、京都盲啞院や楽善会訓盲院（東京盲啞学校）を参考にして学則を作成したことを示した。また、盲啞学校がどのように学校の維持・運営を図ったかという点を 3 校の就学者推移、授業料収入の比較、補助金額の推移、寄付金の割合と寄付金獲得の方法から検証した。名古屋校に関しては、公立移管の背景を検証した。ここでは、3 校が独自に工夫をして学校の基盤を形成したことが示された。

第二章では、盲啞学校の就学の実態を盲啞学校の保護的機能という視点から検証した。その際、1900 年代の全国的な盲啞学校数の増加は、私立校の増加によるものであり、就学者数は私立盲啞学校の増加とともに比例して増加傾向にあったこと、

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

私立学校における就学者増は「盲生」数の増加に伴うものであったことについて論じ、愛知県内 3 校の就学者増について分析を行った。また、3 校の就学者の修業年限、年齢、普通科と技芸科の修業年限について考察し、名古屋校においては、就学者の修業年限の検証を行った。この検証から、就学者の長期に渡る就学期間が認められ、名古屋校では就学期間を延長することで、就学者の就労や生活に関して保護的な役割を担ったということが明らかになった。また、名古屋校に関しては、中途退学の実態や現在にも継承されている職業教育の原型の確立についても明らかにした。

第三章では、盲啞学校における「就学者の社会的自立の援助」という視点から、職業技能を獲得するための技芸科の実態を明らかにした。技芸科履修者の履修期間については、技芸科履修者は長期間履修する傾向が明らかになった。盲啞学校における長期の在学期間は、「聾啞者」への基礎教育を充実させる就学形態として保護的に機能し、就学者に職業技能や技術を教授することで社会的自立への援助となったことを示した。さらに、普通科に在籍しながら技芸科の科目を履修する兼修を分析概念として用い、技芸科の特徴を示した。技芸科は、障害に応じた職業教育を長期に渡って施すことで就学者の社会的自立に貢献した。初期盲啞学校期にカリキュラム化された「盲聾啞生」への職業教育は、大正期に徐々に形態を変化させながら最終的に法的に位置付けられて就学者に関わるようになったことを明らかにしている。

第四章では、コミュニケーションスキルを履修させるための口話式聾教育の形成過程を分析した。ここでは、1912（大正元）年から始まった名古屋校の実践を検証し、口話式聾教育の形成が、校長の橋村徳一など名古屋校教員による実践が推進力となり、その過程は段階を経て徐々に口話による教授法から口話式聾教育へと移行したことを明らかにしている。また、口話式聾教育の普及は、「聾啞生」の職業領域の拡大と社会生活の向上に貢献し、盲啞学校の存在意義を高めた点を明示した。その一方で、口話式聾教育は、手話を一切禁止したという点で教育方法としての限界があり、手話が正式な言語の一つであるとの認識が広まりつつある現在から見れば、問題点を残すものであったこと、口話式聾教育が限定的に聴覚障害者を捉えて実践されたものであった点を歴史の教訓として、現代の教育方法の再検討に生かすべきであることを指摘した。

終章では、本研究の成果と残された課題について論じた。本研究では、展開期の盲啞学校における、視覚・聴覚障害者教育の定着と定着に至る過程が認められたことを述べた。また、視覚・聴覚障害者教育の定着には、「公立移管」がひとつの素因となっていることを示した。さらに、盲啞学校が、公教育の中に組み込まれて展開した点に歴史的意義を見出すことができ、法的根拠をもって展開した盲啞学校は、障害者教育の歴史的諸相を探る一端として位置付けられることを指摘している。

論文審査の結果の要旨

本論文の特色と学問的貢献として特筆すべきは次の3点である。

- ① 盲啞学校の実践や就学者の様相を実証的に解明することに重点を置いた研究課題を設定し、愛知県立盲学校・聾学校の所蔵する一次史料をもとに、補助金や寄付金に関わる経済的側面と学校移管や学校支援団体との関連といった社会的側面から学校の維持・運営の特徴を提示したこと、また、出席表をもとに作成した「名古屋校啞（聾啞）部データベース」から就学形態、就学者数、就学期間、中途退学といった就学者の実態を示し、盲啞学校における職業教育の定着と教育方法の形成過程を実証的に解明したこと。
- ② 盲啞学校の就学の実態について、盲啞学校の「保護的機能」という視点から検証したこと、さらに、職業技能を獲得するための技芸科の実態について、「就学者の社会的自立の援助」という視点から明らかにした点に特色があること。特に、普通科に在籍しながら技芸科の科目を履修する兼修という独自の分析概念を提示し、兼修率を用いて技芸科の特徴を示した点に独創性があること。
- ③ 展開期の盲啞学校における、視覚・聴覚障害者教育の定着と定着に至る過程が認められる点から、盲啞学校が障害者教育の歴史的諸相を探る端緒となることを解明したこと。さらに、手話を禁じた口話式聾教育の教育方法としての限界性を挙げ、手話を正式な言語の一つとする認識が広まりつつある現代の教育方法の再検討に資する知見を示唆していること。

本論文に対して、審査委員からは次のような質問と指摘がなされた。

- ① 本論文では、職業技術という言葉が示されているが、なぜ職業技能ではなく、職業技術を使ったのか。技術と技能の言葉の使い方や概念を整理すべきではないか。
- ② 技芸科の兼修ができる学年が中等部まで引き上げられたのはなぜか。その背景には何があるのか。
- ③ 本論文は展開期の盲啞学校における、視覚・聴覚障害者教育の定着についてのメルクマールを示したという理解でいいのか。定着とは何かについて、名古屋校、豊橋校、岡崎校の3校に引き付けた構造的な説明が必要ではないか。
- ④ 保護的機能という概念を本論文で用いた積極的な意義は何か。
- ⑤ 先行研究には、明治期に成立した盲啞学校の展開に迫ろうとした研究があるが、本論文は先行研究とはどう違うのか。本論文の位置づけはどのようなものか。
- ⑥ 盲啞学校における、視覚・聴覚障害者教育の定着について、保護者や就学生、

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

社会といったより広い視点からの検討が必要ではないか。

⑦ 愛知県内盲啞学校 3 校という地域性や地域的な限界をどのように考えるか。

博士学位請求者はこれらの質疑に対して具体的かつ適切に応答した。また指摘に対してもよく認識しており、応答は適切なものであった。以上を総合して、本論文は新たな学問的視点と知見を提供するものと認められた。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を「博士（教育学）」の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。